

墨田区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月23日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第13号

墨田区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則

墨田区児童育成手当条例施行規則（昭和57年墨田区規則第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「又は第10号の2」を「、第10号の2又は第12号」に、「又は配偶者特別控除額」を「、配偶者特別控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第1号様式（表）中

「

|                |  |   |   |
|----------------|--|---|---|
| 雑損控除           |  | 円 | 円 |
| 医療費控除          |  | 円 | 円 |
| ⑩ 小規模企業共済等掛金控除 |  | 円 | 円 |
| 配偶者特別控除        |  | 円 | 円 |

を

」

「

|                |  |   |   |
|----------------|--|---|---|
| 雑損控除           |  | 円 | 円 |
| 医療費控除          |  | 円 | 円 |
| ⑩ 小規模企業共済等掛金控除 |  | 円 | 円 |
| 配偶者特別控除        |  | 円 | 円 |
| 特定親族特別控除       |  | 円 | 円 |

に改める。

」

第8号様式（表）中

「

|     |                               |   |
|-----|-------------------------------|---|
| 控除額 | 雑 損 控 除                       | 円 |
|     | 医 療 費 控 除                     | 円 |
|     | 小規模企業共済等掛金控除                  | 円 |
|     | 配 偶 者 特 別 控 除                 | 円 |
|     | 障・特障・寡・ひとり親・勤                 | 円 |
|     | 墨田区児童育成手当条例施行規則第6条第1項の規定による控除 | 円 |

を

」

「

|     |                               |   |
|-----|-------------------------------|---|
| 控除額 | 雑 損 控 除                       | 円 |
|     | 医 療 費 控 除                     | 円 |
|     | 小規模企業共済等掛金控除                  | 円 |
|     | 配 偶 者 特 別 控 除                 | 円 |
|     | 特 定 親 族 特 別 控 除               | 円 |
|     | 障・特障・寡・ひとり親・勤                 | 円 |
|     | 墨田区児童育成手当条例施行規則第6条第1項の規定による控除 | 円 |

に改める。

」

## 付 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第6条の規定は、令和8年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式及び第8号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。